

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

羽島市長 松井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
足近町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
足近町地区（個人 4 経営体・法人 2 経営体）
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
貸付希望のある農地が中心経営体の借受可能な面積を上回っている可能性も排除できない状況にあるため、今後とも農地中間管理事業等を活用し中心経営体への農地集積・集約化を推進していく方針を継続していくと共に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れについても検討していく。
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
中心経営体への農地集積・集約化を推進していく。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

羽島市長 松井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
正木町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
正木町地区（個人 4 経営体・法人 1 経営体）
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
おおむね令和 7 年度時点で耕作をやめる意向のある農地面積合計が、地域の中心経営体の耕作面積拡大見込みを大幅に上回っている状況にあるため、今後とも農地中間管理事業等を活用し中心経営体への農地集積・集約化を推進していく方針を継続していくと共に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れについても検討していく。
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
中心経営体への農地集積・集約化を推進していく。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

羽島市長 松井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
羽島中央（江吉良町・福寿町・堀津町）地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
羽島中央（江吉良町・福寿町・堀津町）地区（個人 3 経営体・法人 2 経営体）
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
貸付希望のある農地が中心経営体の借受可能な面積を上回っている可能性も排除できない状況にあるため、今後とも農地中間管理事業等を活用し中心経営体への農地集積・集約化を推進していく方針を継続していくと共に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れについても検討していく。
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
中心経営体への農地集積・集約化を推進していく。